

1. 電気管理技術者の要件

電気管理技術者としての要件は、次の(1)から(6)の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 電気主任技術者免状の交付を受けていること。
- (2) 電気工作物の工事、維持または運用に関する実務に従事した期間(電気主任技術者免状の交付を受けた日以前における期間については、その2分の1に相当する期間)が通算して、次に掲げる期間以上であること。
 - イ) 第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 **3年(*2年)**
 - ロ) 第2種電気主任技術者免状の交付を受けている者 **4年(*3年)**
 - ハ) 第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 **5年(*4年)**

注(*)の年数は、経済産業省告示第249号の一部改正(平成26年5月30日付け改正)により小規模かつ定型的なキュービクル式受電設備などに限り受託できます。

- (3) 次の機械器具を所有していること。

- イ) 絶縁抵抗計
- ロ) 電流計
- ハ) 電圧計
- ニ) 低圧検電器
- ホ) 高圧検電器
- ヘ) 接地抵抗計
- ト) 継電器試験装置
- チ) 絶縁耐力試験装置

発電所の電気管理業務を受託する場合はさらに、次の計測器を所有するか、又は受託先で備え付けてもらう必要があります。

- リ) 騒音計
- ヌ) 振動計
- ル) 回転計

ただし、トとチの試験装置に限り当協会会員が保有している機器を借用使用することが認められています。

- (4) 業務遂行上支障のない健康体であること。
- (5) 他の職についていないこと(保安管理業務の専業)。
- (6) 主たる連絡場所が受託先事業場に **2時間以内**に到達し得るところにあり、かつ緊急を要する場合には電話等により、直ちに連絡を受け得る措置を講じていること。

2. 電気管理技術者になるためには

前項の「電気管理技術者としての要件」については中国四国産業保安監督部により経済産業省告示及び内規に適合するかの審査を受けなければなりません。

審査で適合するとはじめて中小規模自家用電気工作物の設置者(以下設置者)と保安管理業務の契約ができ、前項の外部委託承認制度により「電気主任技術者外部委託承認申請書」を設置者名で中国四国産業保安監督部長に提出し、承認された時点で電気管理技術者として業務ができます。

これらの手続き書類の用紙は当協会では準備しております。

3. 審査の手続きと時期

電気管理技術者に就業するには、機械器具や試験装置を購入し、今まで従事していた職業を離れる(退職)必要があります。

これらの事を済ませた後で先ほどの6要件が満足されない場合は種々問題の起こる恐れがあるので、退職前に資格要件が満足されているかを当協会に相談(確認)後、次の書類について当協会を通じ中国四国産業保安監督部の審査を受けて下さい。

- (1) 電気主任技術者免状のコピー
- (2) 履歴書
- (3) 実務経歴証明書
- (4) 他に職業を有しないことの説明書
- (5) 測定器および試験装置一覧表

なお、実務経歴証明書への勤務先代表者の押印と割印は何度もいただくことが困難と思われるので、当協会及び中国四国産業保安監督部の確認を受けた後で押印いただくようお願いします。

4. 資格審査のポイント

審査で重視されるのは「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務に従事した期間と業務内容」です。

特に、電気主任技術者の行うべき業務にどの程度従事していたかがポイントです。

したがって電気保安業務以外を兼務していた期間はその業務密度が考慮される場合があります。

また、電気工事の実務に従事していた場合は、実労働期間を具体的に記載の上、雇用主(代表者)の証明の他に、工事発注元との契約書の写し等が必要となります。

5. 当協会への入会案内

(1) 入会されると

委託管理を受けた自家用電気工作物の保安維持に従事する場合、個人単独で電気管理技術者の業務を行うことは、病気、不在時または緊急時に委託管理を受けた多数の自家用施設に保安上支障をきたす恐れがあります。当協会は、会員相互に応援できる体制をととのえ、互いに技術の向上を図るとともに、万が一のために賠償保険に入り会員の過失事故に対する賠償負担を軽くする等、各種の利点があります。

(2) 入会紹介者制度

当協会への入会には、当協会在籍の正会員 2 名(入会を希望する支部所属会員)の紹介が必要です。

紹介者は入会手続き段階から就業に至るまでのアドバイスを行います。

電気管理技術者制度および入会についてお気軽にご相談下さい。

電話(082)228-6981／FAX(082)228-6985

(土、日及び休祭日を除く 9:00～17:00)